茨 城 大 学 工 学 部 後 援 会 会 則

（名称及び事務所）
第１条　本会は、茨城大学工学部後援会と称し、事務所を同学部内に置く。
（目　的）
第２条　本会は、工学部及び大学院理工学研究科［日立地区］（以下「工学部」という。）の運営及び学生生活の向上並びに施設設備等の拡充整備等に関して後援することを目的とする。
（会　員）
第３条　本会は、次の会員をもって組織する。
（１）　正 会 員　工学部学生の保護者又はこれに代わるべき者
（２）　特別会員　茨城大学工学部の職員及び会に功労があった者で会員の推薦による者
（３）　賛助会員　本会の目的に賛同し、事業を助成する法人及び個人
（事　業）
第４条　本会は、第２条の目的を達成するために、次の事業を行う。
（１）　工学部と保護者との円滑な情報共有および連携の促進
（２）　学生の教育・学修環境、生活支援及び課外活動の充実に必要な助成
（３）　学生の進路選択・就職活動を支援するために必要な助成
（４）　工学部の教育研究施設・設備の整備及び充実に関する助成
（５）　学生の地域・外部機関との交流・協働を推進するための助成
（６）　その他、本会の目的達成に必要な教育・学生支援に関する助成
（役　員）
第５条　本会に、会員中より次の役員を置く。
（１）　会　長　　１名
（２）　副会長　　２名
（３）　理　事　　若干名
（４）　監　事　　２名
（役員の選出）
第６条　役員の選出は、次によって行われる。
（１）　会長は、正会員の推薦による。
（２）　副会長は、会長の推薦による。
（３）　理事及び監事は、会長が委嘱する。
（役員の任期）
第７条　第５条に規定する役員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項に規定する役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
３　役員は任期満了後であっても、後任者が決定するまではその任期は継続するものとする。
（役員の任務）
第８条　役員の任務は、次のように定める。
（１）　会長は本会を代表し、会務を統轄し、諸会議の議長となる。
（２）　副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。
（３）　理事は理事会を構成し、重要な会務を審議、処理する。
（４）　監事は、会計を監査する。
（庶　務）
第９条　本会に事務を処理するため、日立地区事務課職員の中から幹事若干名を置き、会長が委嘱する。
（会　議）
第 10 条　本会に、次の会議を設ける。
（１）　総　　会
総会は、年１回開催し、会務及び予算、決算の報告、承認、その他の審議を行う。
（２）　臨時総会
臨時総会は、必要ある都度これを開催し、重要事項を審議する。ただし、臨時総会を開き難い場合は、理事会をもってこれに代えることができる。

（３）　理事会
理事会は、会長の招集により開催し、予算、決算の審議及び事業計画、その他必要事項を審議する。

（会　計）
第 11 条　本会の経費は、会費及び寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

（会費等）
第 12 条　学部学生の正会員の入会費は、1 人当たり 12,000 円とする。ただし、３年次編入学生及び転学部学生の入会費は、6,000 円とする。
２　大学院学生（博士前期課程）の正会員の入会費は、1 人当たり 6,000 円とする。ただし、学部在籍時に入会費を納めている場合において、当該学生が博士前期課程へ入学したときは、入会費は徴収しないものとする。
３　大学院学生（博士後期課程）の正会員の入会費は、徴収しないものとする。
４　前３項の入会費は、入学時又は転学部時に一括して納めるものとし、一度納入した入会費は、退学、転学等の事情が起こっても返還しない。
５　賛助会員は、次に掲げる寄附金を本会に納入するものとする。
（１）　個　　人　　１口　　１０，０００円　　１口以上
（２）　法　　人　　１口　　１００，０００円　　１口以上

（会計年度）
第 13 条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（帳　簿）
第 14 条　本会に、次の帳簿を備える。
（１）　会員名簿
（２）　役員名簿
（３）　会議録
（４）　会計簿

附　則
１　この会則は、昭和４３年９月２１日から施行し、昭和４４年度入学者から適用する。
２　昭和４３年９月２０日以前の茨城大学工学部後援会々則は廃止する。ただし、昭和４１年以前に係る会費納入については、なお、従前の例による。

附　則
この会則は、昭和５３年６月１０日から施行し、昭和５４年度入学者から適用する。

附　則
この会則は、昭和５７年４月１日から施行する。

附　則
この会則は、昭和６０年６月２２日から施行し、昭和６１年度入学者から適用する。

附　則
この会則は、平成２年６月２３日から施行する。

附　則
この会則は、平成５年６月１９日から施行し、平成５年度入学者から適用する。

附　則
１　この会則は、平成３０年４月１日から施行する。
２　改正後の会則は、平成３０年度入学者から適用し、平成２９年度以前の入学者及び転学部者については、なお、従前の例による。

附　則
この会則は、令和８年７月１１日から実施する。